

安城市庁舎整備審議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、安城市庁舎整備審議会（以下「審議会」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、5人程度とする。

(傍聴の手続)

第3条 審議会の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会長に申し込むものとする。

2 傍聴希望者は、審議会開催当日の午前9時から会議開始15分前までに、資産経営課において住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 傍聴の受付は、先着順とし、定員になり次第締め切るものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 咳・発熱等がある者
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 携帯電話その他音を発する機械については、電源を切ること。

(6) 飲食し、又は喫煙しないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

(1) 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。

(2) 開催審議会の提出議案が終了したとき。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて会長及び係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長がこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、令和7年2月3日から施行する。